

船橋市立高等学校の通学区域に関する規則

平成12年3月28日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、船橋市立高等学校（以下「高等学校」という。）の通学区域（以下「学区」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(学区)

第2条 普通科の学区は、船橋市、市川市、松戸市、習志野市、八千代市、浦安市、千葉市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ヶ谷市、成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市及び富里市並びに印旛郡内全町全域とする。

2 商業科及び体育科の学区は、千葉県全域とする。

(入学の志願)

第3条 高等学校に入学を志願することのできる者は、本人及び保護者（親権者又は後見人をいう。以下同じ。）が学区内に居住し、かつ、本人が学区内に所在する中学校若しくは義務教育学校に在籍し、又はこれらを卒業したものとする。

(編入学)

第4条 高等学校に編入学を志願することのできる者は、本人及び保護者が学区内に居住しているものとする。

(志願の特例)

第5条 前2条の規定にかかわらず、教育長が特にやむを得ない事情があると認めた者は、高等学校を志願することができる。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年12月25日教委規則第13号）

この規則は平成14年1月11日から施行する。

附 則（平成28年3月31日教委規則第4号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第1項の規定は、平成28年4月1日以降に入学を志願する者及び編入学を志願する者（学年による教育課程の区分を設けない課程（以下「単位制による課程」という。）に編入学を志願する者に限る。）に係る学区について適用し、この規則の施行の際現に在学している者、平成28年4月1日から平成29年3月31日までに入学する者及び平成28年4月1日以降に編入学を志願する者（単位制による課程に編入学を志願する者を除く。）に係る学区については、なお従前の例による。